

## 4. くらしの実態と地域福祉推進の現状と課題

### (1) 地域住民のくらしの実態と要望

「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」（以下「実態調査」）と地域検討会（地区の福祉を語るつどい）等から、地域住民のくらしの実態と要望について以下のことが見えてきました。

#### ① 日常的な協力・共同とヨコのつながりが必要

地域検討会（地区の福祉を語るつどい）において「くらし・福祉をめぐる課題」として指摘の多かった意見は、「ひとり暮らし高齢者のこと」「高齢者夫婦世帯への支援が少ない」「住民同士のあいさつ・交流が少ない」「マンションでのコミュニケーションが悪い」「自治会の加入率が低い」というものでした。

実態調査でも、「ほとんどつきあっていない」「あいさつ程度」といった世帯が約半数となっており、近所づきあいの希薄さが明らかとなっています。特にひとり暮らし高齢者が孤立しがちであり、「日常の話し相手がいない」「相談相手がいない」といった比率が高くなっています。また、要介護者のいる世帯において介護者が外出も困難で強いストレスを感じていたり、乳児のいる世帯で「子どもをもつ親同士での交流の場が少ない」といった指摘が半数に達しているといった実態もあります。

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯など、高齢者世帯の孤立化、介護者のストレス、乳児のいる世帯の孤立化などの状況があり、住民同士の協力・共同（助け合い）の関係づくりが地域の課題として浮かび上がってきています。

一方、住民同士の交流や協力・共同としての取り組みの実態について見ると、地域検討会（地区の福祉を語るつどい）では、「地域福祉活動への参加が少ない」といった意見や、「ボランティアの高齢化」の指摘が目立ちました。実態調査によると、参加している地域活動の中で「ボランティア活動」への参加率は、「自治会の行事」に次いで2番目に高く、14.4%でした。かなりの比率となっているものの十分とはいえません。ボランティア活動をしている方からの声としては、「若い人の参加が少ない」といった指摘が多くなっています。

住民同士の交流や協力・共同が求められているにもかかわらず、その担い手、特に若い担い手が少ないことが課題になっていることがわかりました。

## ②地域福祉活動推進の条件整備が必要

今日求められている住民同士の交流や協力・共同である地域福祉活動を推進・発展させていくには、さまざまな条件整備が必要であるということが明らかとなりました。

人員配置に関して、地域検討会（地区の福祉を語るつどい）では「ボランティアコーディネーターが必要である」という声が多く出されていました。

交流の場・活動拠点の整備に関して、地域検討会（地区の福祉を語るつどい）では「地区公民館の入り口の段差解消」「地区公民館を新しく広くしてほしい」「地区市民ホールの建て替え・バリアフリー化」「気軽に集まって交流できる場がほしい」といった意見が多く出されました。実態調査においても、地区公民館の駐車場不足、地区市民ホールの階段の大変さを指摘する意見が目につきました。

活動資金に関して、実態調査においては、ボランティア活動における交通費・活動費の確保が困難であるという指摘が目にとまりました。

活動の情報に関して、実態調査において、ボランティア活動についての情報が少ないという指摘がありました。

以上のように、「ヒト」「モノ」「お金」「情報」に関する条件整備が、地域福祉活動の推進・発展には欠かせないということが明らかとなりました。

## ③くらし及び健康の保持・増進には、総合的・体系的な生活保障が必要

### <労働問題対策>

実態調査によると、生計中心者の8割が「健康状態が良くない」という結果でした。特に、雇用労働者層ではストレスがらみで健康状態が良くない状態が目につきます。子どもを持つ親の長時間労働を問題とする回答も多くなっていました。これらの点から、労働時間の短縮をはじめ労働条件の改善が求められているといえます。

### <保健・医療体制>

地域生活問題として、中学生以下の子どもがいる世帯において「救急・休日・夜間の医療体制が不十分」「いつでも診てくれる医療機関が少ない」といった回答が2～3割と高率になっています。地域検討会（地区の福祉を語るつどい）でも「夜間・救急の小児診療」を求める声が多く、医療体制の充実が求められています。

### <住宅>

実態調査によると、住宅の老朽化について多くの指摘があり、住宅改修を求める回答も多くありました。くらしの器である住宅の改善が求められています。

### ＜生活環境施設＞

実態調査によると「路上駐車が多い」「自転車が走りにくい」「夜道が暗い・街灯がない」「子どもの遊び場やスポーツをする場所が少ない」「安心して往き来できる歩道が少ない」「段差などがありバリアフリーになっていない」が2～3割と高い割合となっています。

生活環境施設に関しては、地域検討会（地区の福祉を語るつどい）でも、「子どもが安全に遊べる公園・緑地が少ない」「子どもの室内あそび（ゲーム）が多い」「子どもの見守りが必要」「安心して通れる歩道が少ない」「路上駐車・駐輪が多い」「交通量が多くて危険」「坂道が多く、外出に不便」「街灯が少ない・夜道が暗い」「駅周辺の歩道が狭い」「バリアフリー化が必要」といった意見が多く出されました。安全な歩道や公園の整備等、生活環境施設の改善を求める意見がとても多くありました。

### ＜社会福祉施設・サービス＞

実態調査によると、就学前の子どものいる世帯で医療費が高い、教育費が高い、老後については年金などの収入が不足といった回答が目につきました。高齢者の回答として、「交通費・タクシー代の負担が大きい」「要介護者の外出・通院が大変」という指摘も高くなっていました。

介護の必要な方がいる世帯であるにもかかわらず、サービスを利用していない世帯が4割程度おられました。サービスを利用しない理由として、「行政の世話になりたくない」との回答が2割ありました。また、「利用方法がわからない」「利用料が負担になるから」がそれぞれ1割ありました。

くらしや医療・福祉に関する相談相手として、「行政の福祉保健相談窓口」は数パーセントといった実態でした。

地域検討会（地区の福祉を語るつどい）では、「高齢者介護・福祉施設が少ない」という声が特に強くありました。

以上のように、くらし及び健康の保持・増進には、労働問題対策、保健・医療、住宅対策、生活環境施設をはじめ、社会福祉施設・サービスなど、総合的・体系的な生活保障が求められているといえます。

## (2)地域福祉活動の今後の方向性(住民への期待)

住民のいのちとくらしを支えていく取り組みとして、住民自身による助け合い活動があります。社会福祉協議会地区福祉委員会(以下、単に「地区福祉委員会」)の活動、民生委員・児童委員の活動、ボランティア・NPOの活動等(これらを総称して「地域福祉活動」とします。)です。行政施策のみで住民のいのちとくらしを全面的に支えることはできません。したがって、これら地域福祉活動の推進・発展により、地域住民のくらしを支えていくことが、今日、特に重要となっています。

吹田市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」でも述べられていますが、前述した実態調査や地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見等を踏まえながら、地域福祉活動の今後の方向としてどのようなことが大切であるかといった点について、以下、整理します。

### 地域福祉活動の現状と課題・地区福祉委員会の取り組みから

小地域ネットワーク活動<sup>※</sup>は、おおむね小学校区単位で組織された市内33地区の地区福祉委員会が中心となって行っています。

地区福祉委員会では、以前からひとり暮らし高齢者を対象とした「ふれあい昼食会」に取り組んでおり、平成10年(1998年)に大阪府の補助事業として小地域ネットワーク活動が始まると、「ふれあい・いきいきサロン」がまたたく間に各地区に広がりました。「無理をしない、長続きできる、お金をかけない、手づくりで」などの目標で取り組まれ、より住民に身近な場所での活動を心がけるなどの工夫が重ねられ、今では全地区において開催されています。「ふれあい・いきいきサロン」では、参加者にとっては仲間づくりや福祉情報を得る機会にもなり、また福祉委員との連携から個別援助につながることも多く、地域ぐるみで高齢者を見守るきっかけとなっています。

そのほかにも、高齢者への「配食サービス」、若い世代を対象とした「子育てサロン」や、「障害者(児)交流事業」「世代間交流事業」など、新しい活動も取り組まれ、各地区に広がってきています。

また、「見守り・声かけ活動」を中心とした個別援助活動は、地域全体で取り組む課題として、民生委員・児童委員や自治会とも協力しながら各地区でさまざまな形で取り組みがなされてきています。

## ①どのような活動が求められているか

### ア. 地域課題についての学習会の開催

地域でどのようなことがくらしの課題として発生しているのかといったことについて、専門家の協力を得ながら学習していくことが大切です。世帯数の変化をはじめ、子どもの比率や高齢者の比率の年次推移等の基礎データを収集し、問題を探ってみるといった基礎作業が必要です。一定地域の市民が一堂に会し、日頃の思いを出し合い、地域の問題点や課題を探るといったことも学習活動の一つといえます。講師を招いた学習会の開催はもとより、このような学習活動を積極的に実施し、市民が取り組んでいかなければならない課題の発見と整理をしていく必要があります。

### イ. 子育て家庭支援や子どもの安心・安全を守る活動の推進

地域社会の近隣関係が希薄になっており、孤立化した子育ての状況が見られます。子育てに関する悩みや不安を抱える親が増えてきており、子育て中の親同士が集まって交流したり、悩みを話す場をつくる必要があります。また子育てを終えた住民が、子育てに不安を抱える親の相談にのるなどの機会をつくることも大切です。児童虐待防止のため、地域で早期に発見できるよう見守りの体制をつくることや、子どもの安全のため、登下校時などに子どもの見守り活動を行っていくことも求められています。地域みんなで子育てをするという環境づくりが必要です。

### ウ. 障害のある人やその家族への理解、障害のある人を視野に入れた活動の推進

障害があっても地域で安心して暮らしていくには、身近な住民の理解と協力が不可欠です。地域福祉活動においても、障害のある人が参加しやすい配慮が必要です。送迎のこと、参加しやすいプログラム、手話通訳等、障害のある人を視野に入れた活動の進め方が求められています。また、障害のある人は集まる機会が比較的少なくなりがちであり、当事者（障害のある人）を中心にした活動を行っていくことも大切です。障害のある人やその家族と交流できる機会をつくり、思いや悩みを共有し、協力できることは実行に移していくことが必要です。

### エ. 認知症高齢者やその家族への理解と協力

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増えてきています。認知症高齢者やその家族の思いや悩みを聞く機会を設け、お互いに支え合い協力していける地域づくりが必要です。

### オ. ひとり暮らし高齢者の見守りと孤独死ゼロへの取り組み

ひとり暮らし高齢者が増えており、見守り・声かけ訪問などの安否確認、閉じこもりにならないための昼食会やサロンなどへのお誘いなどをさらに強めることが必要です。

また、孤独死の問題を自治会や関係機関とも連携して地域ぐるみの課題としてとらえ、その早期対応の仕組みづくりを進めることが必要です。

### カ. 昼間独居・高齢者夫婦世帯向けの活動の推進

地域福祉活動の対象者としてひとり暮らし高齢者については想定しやすく、昼食会や配食サービス、見守り・声かけ訪問などの取り組みがありますが、昼間独居の方（昼間は家族が仕事等で外出し、実質的にひとり暮らしになっている方）や高齢者夫婦世帯も孤立しがちになっています。昼間独居の方や高齢者夫婦世帯も地域福祉活動の対象に加えた活動を推進していく必要があります。

### キ. 当事者組織※づくり、当事者組織との連携・協働

認知症高齢者がいる家族、障害のある人の家族など、当事者やその家族にとってそれぞれが抱える固有の課題があります。当事者の仲間づくり・組織づくりを進め、またすでに当事者組織がある場合にはその中で、お互いの悩みを共有しながら課題の解決法を探っていくことが大切です。そして、当事者組織とボランティアグループ、当事者組織と地区福祉委員会などが交流を深め、地域において連携・協働を図っていくことが大切です。

### ク. 今日の課題を意識した活動の推進

時代とともに、新たな課題が出てきます。今日の課題を意識した活動の推進が問われます。具体的には、発達障害※（学習障害・注意欠陥多動性障害・広汎性発達障害等）、難病※、ホームレス※、不登校・ひきこもり等を視野に入れ、専門機関の協力を得て学習会を開いたり、当事者や当事者組織との交流の場を設けていくことが大切です。

### ケ. 日常的な活動の展開

身近な地域福祉活動を日常的に展開していくことも大切な視点です。高齢者宅のゴミ出し、エアコン等機器の操作、買い物、病院への送迎、よろず相談窓口の開設等、気軽にできる活動をみんなで考え実践していくことが必要です。

## ②活動の担い手をいかに増やすか

### ア. 地域福祉活動の担い手の養成

地域福祉活動の担い手が不足していたり、高齢化していて後継者がいないなどの実態があります。社会福祉協議会の運営するボランティアセンターなどの支援を得ながら、新たな担い手の養成講座の開催を行っていく必要があります。特に、現在の担い手は女性中心となっていますが、男女共同参画社会においては男性の担い手を増やしていく必要があります。今後、団塊の世代の退職者が急増していくといったことも踏まえ、男性の担い手の養成に重点を置くことが大切です。また、当事者も担い手として活動に参加するという視点も大切です。

### イ. 青少年も参加しやすい活動の展開

次世代を担う小・中学生、高校生、大学生に対して、活動への参加を呼びかけ、協力関係をつくっていくことが大切です。また学生に企画・運営をまかせるなど、主体的に活動参加できる環境を整えていくことも大切です。いずれにしても小・中学生、高校生、大学生など青少年が地域に目を向け、地域の中で役割を發揮できるようにしていくことが必要といえます。

### ウ. 商店街等との連携・協力

地域住民との結びつきの強い商店街をはじめ、業者との連携・協力を図りながら活動展開していくことも大切です。安否確認を兼ねての食材の個別配達、商店街の一角に交流スペースを設ける等、商店街等が有する機能を地域福祉活動に活かす道を探っていくことが必要です。

### エ. 「地域通貨」を使った活動展開

ボランティア活動や助け合い活動等を行う際、受ける側も行う側も無償ではなく「お礼」が仲立ちする方が好ましいことがあります。地域通貨というのは、ボランティア活動等の「お礼」として、サービスを受けた人から活動を行った人に渡され、協力店で商品やサービスの代価として利用できるといったものです。吹田市内にも地域通貨を創設して、ボランティア活動を地域に広げていく取り組みが始まっています。この地域通貨を使った活動を展開していくことも大切な視点です。

### オ. 自治会活動の活性化

地域の美化活動や防犯の見回り、夏祭り・運動会・文化祭・もちつき大会など、市民にとって最も身近なコミュニティである自治会の活動や行事の活性化を図り、地域住民が交流することがとても大切です。さらに、地域の高齢者や子どもの見守り、災害への対応などにおいても自治会が大切な役割を果たしており、自治会活動は、地域福祉活動を展開していく上での土台になる取り組みといえます。

### ③さらなる活動の充実に向けて

#### ア. 公民館活動・健康づくり活動との連携

地区公民館で行われる生涯学習<sup>※</sup>活動や地区公民館を使って行われる機能訓練等の健康づくり活動は、地域福祉活動と重なる部分がたくさんあります。それぞれの活動をバラバラに展開するのではなく、地域レベルで互いに情報を交換しながら連携していくことが大切です。

#### イ. 保健・医療・就労・住宅・教育・福祉等の専門機関との連携

くらしの問題を解決していくには、住民の力だけでは十分な解決ができないことがあります。保健・医療・就労・住宅・教育・福祉等の専門機関や、地域の施設や事業所との連携をとりながら解決策を探っていくことが欠かせません。そのために地域レベルで連携のとれる体制をつくっていくことが必要です。すでに組織されている地域ケア会議、地域教育協議会<sup>※</sup>、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）、地域子育て支援関係機関連絡会等と積極的に連携していくことも大切です。

#### ウ. 地域福祉活動団体間の交流・連携

地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等の地域福祉活動を担っている関係者が集い、活動交流を図り、連携・協力のあり方や、地域の課題を探っていくことが大切です。既存のネットワーク（連絡組織）の活用も含め、必要な場合は新たな交流・連携のできる場を地域ごとに設けていくといった取り組みが求められています。

#### エ. 広報活動の充実

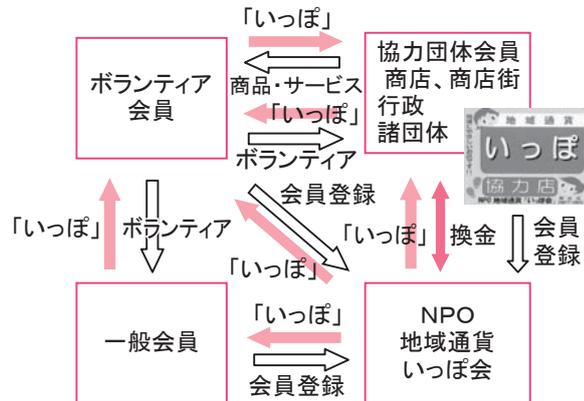
地域福祉活動の交流と情報提供を目的とした広報紙誌の充実、各種パンフレットやリーフレットなどの作成、人の集まる所への掲示板の設置、インターネットのホームページの活用等、さまざまな媒体によって市民に地域福祉活動を周知していくことが大切です。

## コラム 2

### 地域通貨「いっぽ」

助けてもらったときに、「ありがとう」と一緒に何か渡せたら…「地域通貨」は、お互いに助け支え合う行為を独自の「通貨」に置き換え、それをサービスやモノと交換することができるシステムです。

NPO法人友一友では、「地域の助け合いを大切に！」との発想から、地域通貨「いっぽ」をつくりました。



ボランティアや住民同士の助け合いのお礼としてサービスを提供した人に渡された「いっぽ」は、協力店や商店街などで買物やサービスの代価として使うことができます。

地域通貨「いっぽ」をやりとりすることで、住民間に共同意識が芽生え、コミュニティづくりにつながります。また、地域通貨が地域の商店街等を循環することで、地域経済の活性化にもつながります。

商店街やまちが活性化することで、子どもの見守りにもつながり、だれもが暮らしやすいまちづくりの「一歩」になるかもしれません。

発行元：NPO法人友一友（ゆうゆう）  
事務局：地域通貨 いっぽ会  
TEL：06-6877-1664

### (3)地域福祉推進上の課題(行政の役割)

実態調査、地域検討会(地区の福祉を語るつどい)及び各種団体ヒアリング等から見てきた地域福祉推進上の課題について、ここで整理することにします。また、地域福祉を推進していくために吹田市として今まで取り組んできている現状についても整理してみます。

#### ①地域福祉活動推進の条件整備

前述した住民の主体的な地域福祉活動は、行政が行う条件整備によって推進・発展していきます。地域福祉活動推進の条件整備の現状と課題をここで整理します。

##### ア. 地域福祉活動を支援する人員配置

地域福祉活動推進の条件整備として重要な点は、社会福祉協議会の基盤をいかに強化するかということです。住民をはじめ民間団体の行う地域福祉活動を推進していく上で、その中心的な役割は、民間団体(社会福祉法人)であり、かつ、公共性の高い社会福祉協議会が担うのがふさわしいといえます。社会福祉法において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」(第109条)であると明確に規定されており、この意味からも、地域福祉活動を推進していくには、社会福祉協議会が重要な役割を發揮していくことが求められているといえます。

しかし、現状では、吹田市社会福祉協議会の事務局職員数(地域担当)の配置状況は、近隣の他市と比較しても少なく、十分ではありません。この点からも社会福祉協議会の基盤整備に重点を当てることが問われているといえます。特に、地域福祉活動を支援する福祉活動専門員(コミュニティソーシャルワーカー<sup>※</sup>)の配置数を増やして地区担当制を充実し、地域に足を運びやすい条件をつくり、地域の活動への支援機能をより強化していくことが必要です。

##### イ. 活動拠点の整備

地域福祉活動の推進・発展には、誰もが気軽に集まれる集会施設を身近な地域に整備していくことが欠かせません。集会施設がない自治会への設置に向けた支援が求められています。小学校区単位での活動を活性化していくには、小学校区ごとに設置している地区公民館や地区市民ホール等の有効活用が欠かせません。施設のバリアフリー化や設備の改善等を図り、また老朽化等で必要がある場合には改修を行うなど施設の改善を図り、市民活動の相談や交流の拠点として整備・推進していくことが必要です。

## ②総合的・体系的な生活保障

地域住民が抱えているくらしの問題は、社会福祉制度のみの対応では解決し得ません。生活問題の根底にある労働問題対策を基本に、保健・医療、教育・スポーツ、住宅、生活環境施設といった公共一般施策の整備を前提にしながら、それらの制度の不備を補完していく社会福祉施設・サービスの整備と拡充が欠かせません。具体的にどのような施策が必要とされているかについて、以下、述べていきます。

### ア. 労働問題対策の充実

くらしの安定には、くらしの基盤である雇用・就労が安定的に確保されなければなりません。雇用・就労の支援、特に障害のある人、母子家庭の母親などの就労支援等の推進が必要です。また、くらしの安定には、労働者保護の推進、つまり、労働時間の短縮、育児休業、看護休暇、介護休業の普及と取得推進が必要です。さらに地域福祉活動の活性化のためにも、それら労働者保護の推進とあわせて、ボランティア休暇の普及や取得推進の啓発も必要といえます。

### イ. 公共一般施策の充実

#### <保健・医療>

健康づくり事業の推進、疾病予防・介護予防事業の推進、救急・休日・夜間の医療体制の整備等、保健・医療の施策の推進が必要です。

#### <教育・スポーツ>

小・中学校の児童・生徒に対する福祉教育の推進、生涯学習の一環として実施されている小学校区単位の地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携、心身の健康の保持・増進や生涯スポーツの促進のための体育・スポーツ施設の有効利用を図ることが必要です。

#### <住宅>

高齢者・障害のある人向け住宅の確保、高齢者・障害のある人向け住宅改造助成等によって、誰もが安心して暮らせる住まいづくりが必要です。

#### <生活環境施設>

バリアフリー化、ユニバーサルデザイン<sup>※</sup>の推進によって、誰もが安全でバリアのない交通環境・まちづくりをしていく必要があります。また、防災・防犯面での安全対策の充実を図っていく必要があります。

## ウ. 社会福祉施設・サービスの充実

児童福祉・障害者福祉・高齢者福祉等の各分野の入所施設・通所施設・居宅サービス<sup>※</sup>等について、施設の適正配置と地域に密着したサービスの充実が必要です。また、サービス利用に係る経済的負担の軽減などサービス利用の抑制防止のための低所得者対策の充実、サービス利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実、福祉制度利用者の権利擁護事業の充実等が必要です。

## エ. 保健・医療、社会福祉の相談・支援体制

公的な保健・福祉の相談・支援機能を持つ地域保健福祉センターは、現在、市域の6ブロックのうちJR以南地域と山田・千里丘地域の2か所に整備されています。地域福祉推進の拠点として、地域保健福祉センターを、既存施設の活用も図りながら、全ブロックに整備していくことが求められています。その場合、改正介護保険法に基づく地域包括支援センターの機能も備えていく必要があります。

あわせて、おおむね中学校区単位で整備されている在宅介護支援センターを身近な相談窓口として定着させていくことが必要です。そして、地域保健福祉センター（地域包括支援センター）との連携を図りながら在宅介護支援センターで受けた相談を、必要な専門機関・サービス提供事業者等へとつないでいくことが求められています。

また、障害のある人のための地域生活支援センターが障害の種別ごとに設置されていますが、障害のある人の身近な相談・支援センターとして充実し定着させていくことが必要です。

地域子育て支援センターである保育所についても、身近な地域の子育て支援のセンターとして、地域や関係機関との連携を強め、さらにその機能の充実を図っていくことが必要です。

## ③重層的な課題としてとらえる

地域福祉を推進していく上での課題は、最も「身近な地域」の近隣（自治会）のエリア（圏域）、そして小学校区、中学校区、市の総合計画地域別計画の区分による6ブロック、全市といった、くらしのエリア（圏域）の各レベルで考えていく必要があります。つまり、地域福祉を推進していく上での課題は、課題の性格によって重層的にとらえていくことが大切であるといえます。そして、それぞれのエリア（圏域）ごとのくらしの課題に対応した取り組みや仕組みづくりを進めていくことが必要であるといえます。

